

武蔵村山市乗合タクシー運行業務委託プロポーザル審査委員会要領

(設置)

第1条 武蔵村山市乗合タクシー運行業務委託を実施するに当たって、その随意契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、武蔵村山市乗合タクシー運行業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 都市整備部長
- (2) 委員 都市整備部建設管理担当部長、同部都市計画課長、同部交通企画課長、同部沿線まちづくり課長

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。
- 4 委員長は、やむを得ない事情により会議を招集できない場合には、文書による協議をもって当該会議に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部交通企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月10日から施行する。